

一般社団法人マンガアーカイブ機構 定款

# 一般社団法人マンガアーカイブ機構 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人マンガアーカイブ機構と称する。また、英文名を Manga Archive Center と表示し、略称をMACと表示する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を秋田県横手市増田町増田字新町285番地に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本におけるマンガ作品について、刊本等の公刊物のみならずデジタルデータを含めたマンガ作品の原画等、制作過程で生み出された中間制作物等を含めた事物の保存及び活用を目的としたアーカイブの構築と調査研究等を行い、これらに産学官連携を基調とした関係組織・団体等と協力し取り組むとともに、マンガ作品の後世への伝承とその活用に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的のうち、保存に係る事項を達成するため、次の事業を行う。

- (1) マンガ作品のアーカイブ（刊本等の公刊物などの有体物のみならず、デジタルデータ等のデジタルアーカイブを含む。以下、単にアーカイブという場合についても同様とする。）の構築及び維持運営
- (2) マンガ作品の原画等、制作過程で制作された中間制作物等に関するアーカイブの構築及び維持運営
- (3) 第1号の作品及び第2号の制作物等に関する修復
- (4) マンガ作品の出版及び制作に従事した関係者のオーラルヒストリーの収集並びに同オーラルヒストリーのアーカイブの構築及び維持運営
- (5) 前各号記載のアーカイブの構築及び維持運営、アーカイブの利活用並びに第3号記載の修復作業を通じた人材育成や国際的情報発信等の社会活動等を通じたマンガ作品並びにマンガ作品に関するアーカイブの文化と経済の両面における社会的価値への理解と関心の涵養
- (6) 中長期に渡るアーカイブの維持運営を可能とする社会的支援の獲得を目的とした各種活動
- (7) 上記各号に関連または付随する一切の活動
- (8) その他、目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、前条の目的のうち、活用に係る事項を達成するため、次のその他の事業を行う。

- (1) アーカイブを活用した展覧会等の企画運営事業

- (2) マンガ作品全般に関するアーカイブ又は展覧会等の実施に関するコンサルタント事業
- (3) 上記各号に関連または付随する一切の事業

### 第3章 社員及び会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第6条 会員として入会しようとするものは、理事会において別に定めるところにより、入会の申込みを行うものとする。

- 2 入会は、理事会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これをそのものに通知する。

(会費)

第7条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会費として、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払いの義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡又は解散若しくは破産したとき。

### 第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 会員資格の可否
- (3) 会員の除名
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任及び解任
- (6) 役員の報酬等の金額
- (7) 解散及び合併
- (8) 解散に伴う残余財産の帰属
- (9) その他、この法人の運営に関して理事会から付議された重要事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。なお、社員総会は、社員総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 代表理事は、前項の規定による請求があったときは、4週間以内に社員総会を招集しなければならない。
- 4 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開会日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、1社員につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項
- 3 社員総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって決議し、又は他の社員を代理人として議

決権の行使を委任することができる。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名する。

## 第5章 役員

(役員を設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事3名以上9名以内

(2) 監事1名

- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

- 3 代表理事以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

- 3 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族(その他当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。)である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

- 3 業務執行理事は、代表理事を補佐し、この法人の業務を執行する。

- 4 代表理事、業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

- 3 監事は、前2項の規定による監査及び調査の結果、この法人の業務又は財産に関し、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に、違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、これを理事会に報告しなければならない。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠により選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 役員報酬等は、社員総会の決議をもって定める。

## 第6章 理事会

(構成)

第26条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定又は解職

(開催)

第28条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。なお、理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 代表理事以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第29条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし代表理事が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事の提案に係る決議事項を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の決議を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(剰余金)

第36条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 補則

(委任等)

第41条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の議決により、代表理事が別に定める。

2 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

## 第11章 附則

1 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から令和6年3月31日までとする。

2 この法人の設立時の役員は、次のとおりとする。

設立時理事 大石卓 吉村和真 鈴木寛之 森田浩章

設立時代表理事 大石卓

設立時監事 桶田大介

3 この法人の設立時の社員は、次のとおりとする。

設立時社員

1 秋田県横手市増田町増田字田町156番地2

大石 卓

2 大阪府枚方市南中振1丁目26番15号

吉村 和真

3 熊本市北区武蔵ヶ丘4丁目8番14号

鈴木 寛之

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第34条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立当初の会費は、第7条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

(1) 正会員 年会費(個人・団体) 10,000円

(2) 賛助会員 年会費(個人・団体) 1口 100,000円(1口以上)